

困ったときのあなたの味方！ 消費生活センター

問▼商工課
(☎71)2235

近年、悪質商法等による被害や契約に関するトラブル等が増加しています。

そこで本市では、4月1日(金)に消費生活センターを開設し、消費生活に関するトラブルの解決を支援します。

●相談受付日時 (月)・(火)・(金) 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分(例・年末年始を除く)

●場所 市役所北庁舎1階相談室

●相談内容 商品や契約トラブル、製品事故、多重債務に関する困りごと等

●対象 市内在住・在勤・在学の人の人

●その他 予約者を優先して相談に応じます。予約は相談希望日の1週間前から商工課で受け付けます

弁護士による 消費生活相談

毎月第4(火)午後1時～3時は弁護士が相談に応じます。複雑な多重債務や法律問題の相談にご利用ください。

* 相 * 談 * 事 * 例 *

商品・契約トラブル

電話セールスや訪問販売に関する相談
具体例

- 高額な商品を強引に契約させられた
- 必ずもうかると言われ、未公開株を勧められた
- 点検は無料ですと言われたのに、工事の契約をさせられた
- 身に覚えのない商品が届いた

多重債務

債務問題に関する相談
具体例

- ローンや借金があり、生活が苦しく返済に悩んでいる

製品事故

使用上の事故等に関する相談
具体例

- 子どもがおもちゃでケガをした
- 鍋の取っ手がはずれて熱湯がこぼれ、やけどした
- コンセントから突然発火した

相談の多い事例を紹介します。消費生活に関することで、困ったことがあれば、気軽に相談してください。



消費生活相談員 しきまちいくこ 式町郁子